#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 1 5 日現在

機関番号: 11301

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K11924

研究課題名(和文)震災復興の社会的責任 政府,事業者,被災者の役割分担

研究課題名(英文)Responsibility for recovery from the earthquake disaster - born by the government, enterprises, and residents

#### 研究代表者

樺島 博志 (Kabashima, Hiroshi)

東北大学・法学研究科・教授

研究者番号:00329905

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は,震災被災者の救済と支援にかんして,公正性を効率性を評価基準として,震災復興をめぐる法政策と公共政策を,法理学的観点から価値論的に評価することを目的として遂行された。本研究独自の視座は,津波被害と原発被害にかかわる責任を,民事責任から国家行政責任にわたる連続的な"社会的責任"の観点がら総合的に把握する点に存する。

津波災害に関わる責任として,主として政府・公的部門の担う責任について,樺島博志「津波災害をめぐる法的責任」と題して学会発表と論文公表を行ったほか,原発被害に関して主として東京電力の担うべき責任について,二件の国際学会における発表と一件の英語論文による公表を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義 津波災害に関わる責任として明らかとなったのは,防災面では法的責任ではなく政策責任に主眼を置くべきであり,損害賠償より民主的手続と技術的合理性の観点を重要すべき,ということである。しかし現在の震災復興政策においては,住民参加の不十分と利益誘導型政治の弊害が認められることが明らかとなった。 原発メルトダウン事故に関わる責任としては,紛争解決センターによるガイドラインに基づく仲裁によっては,地域住民の負担する社会的損失が十分には補填されず,また,東京電力の負担すべき法的賠償責任の負担が,最終的に顧客の電気料金と国民からの税収によって賄われているために,モラルハザードが生じていることが,明

研究成果の概要(英文): The purpose of the research is to carry out a legal-theoretical analysis of the law and public policy for recovery from the earthquake disaster in view to criteria of fairness and efficiency. Thereby it comes from the starting point that the government, concerned enterprises and involved residents should bear the political, legal, and social responsibility respectively for damages from tsunami and meltdown accident.

Related to tsunami disaster, I published: Kabashima, H.: "Liability for tsunami damages" in Japanese, and to the meltdown accident, Kabashima, H.: "Rethinking TEPCO's liability for nuclear damages" in English, based on presentations at domestic and international conferences.

研究分野: 法理学

キーワード: 震災 法政策 公共政策 津波訴訟 原発事故

### 様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、震災復興をめぐる法政策と公共政策の全般にわたり、先行研究の蓄積をふまえて、理論と実践の両面から総合的に評価することを目的とする。

研究代表者は研究開始までに、震災復興にかかわる実践的な研究成果として、樺島博志「国・自治体の責務とその限界」ジュリスト No.1427(特集「東日本大震災・法と対策」)(2011 年 pp. 9·14.),KABASHIMA,Hiroshi: "Current Issues in Legal Policy for Recovery from the Aftermath: One Year After the 3.11 Tôhoku Earthquake and Tsunami",in: ZEITSCHRIFT FÜR JAPANISCHES RECHT/ JOURNAL OF JAPANESE LAW,17. Jahrgang Herbst 2012 Nr. 34/ Volume 17 Autumn 2012 No. 34. (pp. 7·22.)を公表してきた。

#### 2. 研究の目的

本研究は、研究代表者のこれまでの研究成果を発展させることにより、震災被災者の救済と支援にかんして、公正性を効率性を評価基準として、震災復興をめぐる法政策と公共政策を、法理学的観点から価値論的に評価することを、目的とする。本研究独自の視座は、津波被害と原発被害にかかわる責任を、民事責任から国家行政責任にわたる連続的な"社会的責任"の観点から総合的に把握する点に存する。とりわけ、被災者への賠償・補償費用の配分という法政策の問題と、合理的な政策決定における復興・防災の担い手という公共政策の問題とを、社会的責任という統一的視座から解明することを試みる。研究遂行の成果として、自然災害と原発事故を含む大規模公害にかかわる公正かつ効率的な社会制度について、理論的かつ実践的な構想を被災地東北の観点から提示することを目標とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、地震・津波被害と原発事故の民事損害賠償事件と行政責任、震災復興をめぐる公共政策を研究対象とする。損害賠償事件にかんする判例分析の手法を用いて、政府、事業者、被災者という行政法の三面関係における法的責任の配分が解明される。三面関係の各主体は、震災復興政策についても、それぞれ政策遂行責任を負うべきものと期待される。合理的選択の観点からの震災復興政策の評価により、行政まかせの現行復興政策のあり方に対して、被災者の自律的復興による民主的過程の発展を付け加えることを目指す

# 4. 研究成果

津波災害に関わる責任として、主として政府・公的部門の担う責任について、日本語による学会発表と論文公表を各一件行ったほか、原発被害に関して主として東京電力の担うべき責任について、二件の国際学会における発表と一件の英語論文による公表を行った。

津波災害に関わる責任として明らかとなったのは、防災面では法的責任ではなく政策責任に主眼を置くべきであり、損害賠償より民主的手続と技術的合理性の観点を重要すべき、ということである。しかし現在の震災復興政策においては、住民参加の不十分と利益誘導型政治の弊害が認められることが明らかとなった。

原発メルトダウン事故に関わる責任としては、紛争解決センターによるガイドラインに 基づく仲裁によっては、地域住民の負担する社会的損失が十分には補填されず、また、東 京電力の負担すべき法的賠償責任の負担が、最終的に顧客の電気料金と国民からの税収に よって賄われているために、モラルハザードが生じていることが、明らかとなった。

# 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

樺島博志「津波災害をめぐる法的責任」環境法政策学会学会誌第20号,2017,176-189.

〔学会発表〕(計3件)

樺島博志「津波災害をめぐる法的責任」環境法政策学会,第 20 回学術大会 2016 年 06 月 18 日,三重大学.

KABASHIMA Hiroshi: "Rethinking TEPCO's liability for nuclear damages", Tohoku Forum for Creativity 2017, The 21st Century Hasekura Project: Japanese Studies as The Interface of A New Knowledge, Knowledge and Arts on The Move, 2017 年 02 月 13 日,東北大学.

Kabashima, Hiroshi: "Dispute Resolution of a Nuclear Accident - the case of Fukushima", 11th East Asian Conference on Philosophy of Law: "Justice, Dignity and the Rule of Law", Faculty of Law, The University of Hong Kong, Dec 13, 2018.

[図書] (計1件)

Kabashima, Hiroshi: "Rethinking TEPCOs Liability for Nuclear Damages", Ch. Craig, E. Fongaro, A. Ozaki (eds.): Knowledge and Arts on the Move - Transformation of the Self-aware Image through East-West Encounters, Milan: Mimesis International 2018 (pp. 139-150).

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等なし

# 6. 研究組織

研究代表者

研究代表者氏名:樺島 博志

ローマ字氏名: Kabashima, Hiroshi

所属研究機関名:東北大学

部局名:法学研究科

職名:教授

研究者番号(8 桁): 00329905

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。